

地域再生計画

1 地域再生計画の名称

相模原市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 地域再生計画の作成主体の名称

相模原市

3 地域再生計画の区域

相模原市の全域

4 地域再生計画の目標

本市の総人口は、市制施行直後の昭和 30（1955）年では、120,819 人（合併した津久井 4 町の地域を合わせた現在の市域で算出した人口）であったが、積極的な工場誘致や都心へのアクセス性の良さ等を背景に、昭和 50（1975）年には 421,991 人となり、20 年で約 30 万人増という、全国でも稀にみる人口急増期を経験した。その後も、一貫して人口増加が続いているが、平成 2（1990）年以降、人口増加の伸びは緩やかになっており、令和元（2019）年の推計人口は 722,828 人となっている。

本市が平成 30（2018）年に行った「2015 年国勢調査に基づく相模原市の将来人口推計」では、総人口は令和元（2019）年をピークに減少に転じ、令和 22（2040）年には 669,523 人と、平成 27（2015）年と比べて 7.1%減少、令和 47（2065）年には 536,958 人と平成 27（2015）年と比べて 25.5%減少する見込みである。

年齢 3 区分別に推移を見ると、年少人口は、平成 27（2015）年の 89,020 人と比較すると、令和 22（2040）年には 69,852 人と 21.5%の減少、令和 47（2065）年には 50,960 人と 42.8%の減少となり、年少人口割合は、平成 27（2015）年の 12.4%から令和 47（2065）年には 9.5%まで減少する想定である。また、生産年齢人口は、平成 27（2015）年の 459,097 人と比較すると、令和 22（2040）年には 362,337 人と 21.0%の減少、令和 47（2065）年には、264,950 人と 42.3%の減少となり、生産年齢人口割合は、平成 27（2015）年の 63.7%から令和 47（2065）年には、49.3%にまで減少する想定である。一方、高齢者人口は令和 26（2044）年の 241,048 人まで増

加を続け、その後は減少に転じる想定であるが、高齢者人口割合は、平成 27 (2015) 年の 24.0%から急激に上昇しており、令和 22 (2040) 年に 35.4%となる見込みである。その後も上昇を続け、令和 47 (2065) 年には 41.2%になる見込みである。

自然増減の動向を見ると、出生数は、平成 22 (2010) 年以降一貫して減少しており、平成 30 (2018) 年には 5,092 人となっている。一方、死亡数は増加を続けており、平成 30 (2018) 年には 6,348 人となっている。平成 26 (2014) 年までは出生数が死亡数を上回る自然増の状態が続いていたが、それ以降は死亡数が出生数を上回っており、平成 30 (2018) 年の自然増減は 1,256 人の減少となっている。

社会増減の動向を見ると、転入・転出による人口の社会増減数は、近年はほぼ横ばいで推移しており、転出超過となる年も見られる。平成 30 (2018) 年の転入数は 29,589 人、転出数は 28,158 人で、社会増減数は 1,431 人の増加となっている。

人口減少は、少子高齢化の一層の進行に伴う人口構造の変化ともあいまって、地域活力の低下や生産年齢人口の減少、自治体の経営資源の制約など多くの課題を生じさせる。このため、人口減少を抑制し、人口構造の改善を図ることで、将来にわたり持続可能な都市経営を実現するため、① 安定した雇用の確保、②子どもを安心して生み育てられる環境の整備、③定住促進、安全で安心な暮らしの確保、④首都圏南西部の広域交流拠点都市の形成という 4 つの基本的視点に基づき、以下の基本目標を掲げ、課題解決に取り組む。

- ・基本目標Ⅰ 少子化対策

安心して妊娠・出産、子育てができる環境を整備し、切れ目のない支援を行うとともに、教育環境の充実や就労・労働環境、住環境の整備などを行うことで、子どもを生み育てたいと思う市民の想いの実現を目指す。

- ・基本目標Ⅱ 雇用促進対策

工業、農林業、商業、観光など産業全体の活性化により多様で安定した雇用の場の創出・拡大を図るとともに、就労・労働環境、住環境の整備などを進めることで、20 歳代から 30 歳代までの定住を促進し転出入の均衡を目指すとともに、誰もが活躍できる環境をつくる。

- ・基本目標Ⅲ 中山間地域対策

移住・定住促進、市民生活の安全・安心の確保、地域づくりの担い手の確保、観光振興などにより、地域の活性化や地域コミュニティの維持を図りながら、社

会情勢などの変化に適応したまちづくりを進めることで、将来にわたり安心して暮らせる環境をつくる。

【数値目標】

５－２の ①に掲げ る事業	K P I	現状値 (計画開始時点)	目標値 (2027年度)	達成に寄与する 地方版総合戦略 の基本目標
ア	子どもを生み育てやすい 環境が整っていると感 じる市民の割合	66.0%	70.0%	基本目標Ⅰ
ア	幼児教育・学校教育が充 実していると感じる市民 の割合	54.6%	60.0%	基本目標Ⅰ
イ	働く場が市内に充実して いると感じる市民の割合	43.7%	50.0%	基本目標Ⅱ
イ	仕事と生活の調和（ワー ク・ライフ・バランス）が 取れていると感じる市民 の割合	56.3%	66.0%	基本目標Ⅱ
ウ	必要な時に必要なサー ビスが受けられると感じ ている市民の割合（津久井 地域）	45.6%	45.6%	基本目標Ⅲ
ウ	地域の事は地域でできて いると思う市民の割合（ 津久井地域）	79.1%	79.1%	基本目標Ⅲ

５ 地域再生を図るために行う事業

５－１ 全体の概要

５－２及び５－３のとおり。

5-2 第5章の特別の措置を適用して行う事業

○ まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連する寄附を行った法人に対する
特例（内閣府）：【A2007】

① 事業の名称

相模原市まち・ひと・しごと創生推進事業

ア 少子化対策に関する事業

イ 雇用促進対策に関する事業

ウ 中山間地域対策に関する事業

② 事業の内容

ア 少子化対策に関する事業

安心して妊娠・出産、子育てができる環境づくり、子どもの未来を切り拓く力の育成、一人ひとりの個性が尊重され成長できる環境づくりなどに関する事業。

暮らしやすい住環境づくりへの支援や、企業等との連携による安定した雇用の確保や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進などに関する事業。

【具体的な事業】

- ・子どもを生み育てやすい環境の整備
- ・子ども・若者の育成支援

等

イ 雇用促進対策に関する事業

AI、ロボットなどの先端技術の活用による様々な産業分野の成長や新産業の創出の促進など、新たな雇用の場の創出や転出超過世代の定住促進・就労支援など、多様で安定した雇用の確保などに関する事業。

地域の強みを生かした雇用の場の拡大に向けた、リニア中央新幹線や圏央道インターチェンジへのアクセス道路など広域交通ネットワークの形成や、多様な機能が集積する広域的な拠点や地域特性を踏まえた拠点の形成などに関する事業。

暮らしやすい住環境づくりへの支援や、企業等との連携による安定した雇用の確保や仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の推進など

に関する事業。（ア 少子化対策に関する事業 再掲）

【具体的な事業】

- ・ 国際的なビジネス拠点の形成と新たな社会経済の仕組みの構築
- ・ 誰もが働きやすい環境の整備 等

ウ 中山間地域対策に関する事業

道路等の土砂災害の未然防止や野生鳥獣の適正な管理、人口減少下においても暮らしの利便性を維持していくための医療体制の充実・確保、買物弱者支援、公共交通の維持確保、適切な土地利用の誘導などに関する事業。

地域のにぎわいの創出や多様な人との交流などによる、移住・定住の促進を図る事業。交流・関係人口の創出・拡大に向けた、広域交通ネットワークを生かした、津久井地域が持つ豊富な自然や歴史、文化などを活用した観光振興やシティプロモーション事業。

多様な主体との連携・協働による地域づくりを進めるための、移住・定住者や若い世代など新たな担い手の掘り起こしと育成に関する事業。

【具体的な事業】

- ・ 都市機能の維持・充実と計画的な土地利用の推進
- ・ 観光交流都市の形成 等

※ なお、詳細は第2次相模原市まち・ひと・しごと創生総合戦略のとおり。

③ 事業の実施状況に関する客観的な指標（重要業績評価指標（KPI））

4の【数値目標】に同じ。

④ 寄附の金額の目安

2,780,000千円（2020年度～2027年度累計）

⑤ 事業の評価の方法（PDCAサイクル）

毎年度7月～11月頃にかけて、外部有識者による効果検証を行い、翌年度以降の取組方針を決定する。また、検証後速やかに相模原市ホームページ上で公表する。

⑥ 事業実施期間

地域再生計画の認定の日から2028年3月31日まで

6 計画期間

地域再生計画の認定の日から 2028 年 3 月 31 日まで